

## 食品衛生法に基づく営業許可（令和3年6月1日～）

下記に該当する営業を行う方は、保健所長の許可を受けて営業する必要があります。なお、令和3年6月1日から許可の必要な業種が変更になっています。

◎営業許可申請手続き（臨時飲食店営業及び臨時魚介類販売業を除く。）

事前相談 → (施設着工) → 申請書類の提出 → 施設検査 → 許可証交付 → 営業開始

なるべく事前（営業施設の工事着工前）に、施設の設計図面等を持参の上、保健所へ相談してください。調理場や製造施設が基準に適合していない場合は、完成後に手直しが必要となり、許可証の交付が遅れる場合があります。

### 営業許可が必要な業種（32業種）

| 業種  |  |
|---|--|
| 1. 飲食店営業<br>2. 調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（以下「調理機能を有する自動販売機」という。）<br>3. 食肉販売業<br>4. 魚介類販売業<br>5. 魚介類競り売り営業<br>6. 集乳業<br>7. 乳処理業<br>8. 特別牛乳搾取処理業<br>9. 食肉処理業<br>10. 食品の放射線照射業<br>11. 菓子製造業<br>12. アイスクリーム類製造業<br>13. 乳製品製造業<br>14. 清涼飲料水製造業<br>15. 食肉製品製造業 | 16. 水産製品製造業<br>17. 冰雪製造業<br>18. 液卵製造業<br>19. 食用油脂製造業<br>20. みそ又はしょうゆ製造業<br>21. 酒類製造業<br>22. 豆腐製造業<br>23. 納豆製造業<br>24. 麺類製造業<br>25. そうざい製造業<br>26. 複合型そうざい製造業<br>27. 冷凍食品製造業<br>28. 複合型冷凍食品製造業<br>29. 漬物製造業<br>30. 密封包装食品製造業<br>31. 食品の小分け業<br>32. 添加物製造業 |

- 注) 1 営業許可申請手数料（7,500円～26,000円）が業種ごとに定められています。
- 2 営業する際に他法令等により許可申請や届出を行わなければならない業種があります。
- ・食鳥処理の事業の適正化及び食鳥検査に関する法律に規定する許可が必要な場合があります。
  - ・青森県ふぐ取扱指導要綱に基づく届出が必要な場合があります。
  - ・製造業等の一部の業種に大気汚染防止法並びに水質汚濁防止法で規定する「特定施設」として、施設着工の60日以前に届出が必要な場合があります。
- 3 施設ごとに食品衛生責任者（要件あり）を設置する必要があります。
- 4 \_\_\_\_\_の6業種は、食品衛生管理者（獣医師・薬剤師等）を設置する必要があります。ただし、水産製品製造業にあつては、魚肉ハム・魚肉ソーセージを製造する場合に限りです。
- 5 上記1・4・11の業種には移動販売の、上記1・4の業種には臨時営業の許可があります。

許可営業 3 2 業種の手数料、定義及び対象一覧

| 業種              | 手数料      | 定義及び対象   |
|-----------------|----------|--|
| ① 飲食店営業*        | 16,000 円 | 一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、スナックその他の食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業。飲食店営業のうち、簡易な営業については、飲食店営業の施設基準を一部緩和する規定あり。   |
| ② 調理機能を有する自動販売機 | 9,600 円  | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業。対象となる営業は以下の 2 種類。<br>(i) 部品等が直接食品に接触する機種であって、自動洗浄装置等の危害発生防止のための高度な機能を有していない機種による営業<br>(ii) 部品等が直接食品に接触する機種であって、自動洗浄装置等の危害発生防止のための高度な機能を有しているが、屋外に設置されている機種による営業 |
| ③ 食肉販売業         | 9,600 円  | 鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）を販売する営業（容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するものを除く。）。<br>食肉販売業の許可を受けた施設で未加熱のとんかつ、メンチカツ、コロッケ等の半製品を調整することも可能（これら半製品を調理し、完成品を調理販売する場合は、飲食店営業の許可が必要。）。   |
| ④ 魚介類販売業*       | 9,600 円  | 店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。）を販売する営業（魚介類を生きているまま販売するもの、鮮魚介類を容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するもの及び魚介類競り売り営業に該当するものを除く。）。<br>魚介類販売業の許可を受けた施設で附带的に魚介類を茹でる、焼くなどの調理を行うことも可能。   |
| ⑤ 魚介類競り売り営業     | 21,000 円 | 鮮魚介類を魚介類市場において競り売りその他の厚生労働省令で定める取引の方法（競り売り、入札による取引及び相対による取引）で販売する営業。   |
| ⑥ 集乳業           | 9,600 円  | 生乳を集荷し、これを保存する営業。許可取得施設併設のクーラーステーションについては集乳業の許可は不要。また、豆乳は集乳業の許可対象外。  |
| ⑦ 乳処理業          | 21,000 円 | 生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）若しくは清涼飲料水を製造する営業。  |
| ⑧ 特別牛乳搾取処理業     | 21,000 円 | 牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によって、牛乳に処理する営業。   |
| ⑨ 食肉処理業         | 21,000 円 | 食用の目的でジビエ、うさぎ等をと殺もしくは解体する営業又は解体された鳥類の肉、内臓等を分割、細切りする営業。   |
| ⑩ 食品の放射線照射業     | 21,000 円 | 放射線を照射する営業。  |

※飲食店営業及び魚介類販売業は、臨時の営業許可（手数料 7,500 円）もあります。

| 業種           | 手数料      | 定義及び対象   |
|--------------|----------|--|
| ⑪菓子製造業       | 14,000 円 | 社会通念上菓子の完成品とされる食品を製造する営業（菓子種の製造業除く。）。許可施設で、客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供する場合、飲食店営業の許可不要。調理パンを製造する場合、そうざい製造業又は飲食店営業の許可不要。あんの製造は、菓子製造業の許可で製造可能。菓子製造を主として行い、その一部を冷凍食品として製造している場合は、菓子製造業の許可のみで製造可能。 |
| ⑫アイスクリーム類製造業 | 14,000 円 | アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業。  |
| ⑬乳製品製造業      | 21,000 円 | 粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料その他乳を主原料とする食品を製造する営業。  |
| ⑭清涼飲料水製造業    | 21,000 円 | ジュース、コーヒー等の製造に加え、生乳を使用しない乳酸菌飲料の製造（小分けを含む。）及び生乳を使用しない乳飲料も製造可能。  |
| ⑮食肉製品製造業     | 21,000 円 | 食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの）に加え、これらと併せて食肉又は食肉製品を使用したそうざいについても、製造可能。   |
| ⑯水産製品製造業     | 16,000 円 | 魚介類その他の水産動物若しくはその卵（以下「水産動物等」という。）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業。水産製品製造業の許可を有する場合は、魚介類販売業の許可は不要。   |
| ⑰冰雪製造業       | 21,000 円 | 氷を製造する営業。  |
| ⑱液卵製造業       | 21,000 円 | 鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造をする営業。  |
| ⑲食用油脂製造業     | 21,000 円 | 食用油脂（マーガリン又はショートニングを含む）を製造する営業。  |
| ⑳みそ又はしょうゆ製造業 | 16,000 円 | みそ又はしょうゆを製造する営業。みそ又はしょうゆを主原料とする食品（粉末みそ、液体みそ、調味みそなどのみそ加工品、つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等のしょうゆ加工品（ただし、しょうゆの原料に占める重量の割合が上位3位以内であって、かつ、原料の重量に占める割合が5%以上のもの（製造時に添加した水は原料として換算しない。）に限る。))が製造可能。                 |
| ㉑酒類製造業       | 16,000 円 | 酒類を製造する営業（小分けを含む。）。  |
| ㉒豆腐製造業       | 14,000 円 | 豆腐を製造する営業に加えて、豆腐と併せて豆腐又は豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品（焼豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき、ゆば、凍り豆腐、豆乳（密封・密栓された清涼飲料水たる豆乳を除く。）、おからドーナツ等）を製造する営業。   |
| ㉓納豆製造業       | 14,000 円 | 納豆を製造する営業。   |

| 業種            | 手数料      | 定義及び対象  |
|---------------|----------|---|
| ②④ 麺類製造業      | 14,000 円 | めん類を製造する営業（許可施設で調理麺（麺にねぎ、天ぷら、油揚げ、チャーシュー、コロッケ、カレー等を添付したもの）を製造する場合、そうざい製造業又は飲食店営業の許可不要。）  |
| ②⑤ そうざい製造業    | 21,000 円 | 通常副産物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚げ物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業（そうざい半製品を製造する場合も許可必要。）   |
| ②⑥ 複合型そうざい製造業 | 26,000 円 | そうざい製造業を行う者が、併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）の製造に係る営業を除く。）又は麺類製造業に係る食品を製造する営業。（ただし、HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。）                              |
| ②⑦ 冷凍食品製造業    | 21,000 円 | そうざい製造業で製造されるそうざいの冷凍品の製造を行う営業。小売販売用に包装された農水産物の冷凍品も含む。   |
| ②⑧ 複合型冷凍食品製造業 | 26,000 円 | 冷凍食品製造業を行う者が、併せて食肉処理業において処理された食肉、菓子、麺類、水産製品（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）を除く。）を用いたそうざいの冷凍品の製造を行う営業。（ただし、HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。）                             |
| ②⑨ 漬物製造業      | 14,000 円 | 漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料として調味加工した漬物加工品（高菜漬を使用した高菜漬炒め、味付けザーサイ、味付けメンマ等）を製造する営業。  |
| ③⑩ 密封包装食品製造業  | 21,000 円 | 密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であって常温で保存が可能なもの（常温で保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であって厚生労働省令で定めるものを除く。）を製造する営業（上記①～②⑨の業種に該当するものを除く。） |
| ③⑪ 食品の小分け業    | 14,000 円 | 専ら菓子製造業、乳製品製造業（固形物に限る。）、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業及び漬物製造業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業。           |
| ③⑫ 添加物製造業     | 21,000 円 | 法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造（小分けを含む。添加物製剤を含む。）をする営業。  |

※令和 3 年 6 月 1 日から、全ての食品等事業者は、HACCP に沿った衛生管理（衛生管理計画の策定、実施及び実施状況の記録・保存）を実施する必要があります。